

福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する
福岡県個人情報保護条例施行規程

〔平成 18 年 3 月 24 日〕
福岡県警察本部告示第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号。以下「条例」という。）第 69 条の規定に基づき、福岡県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が取り扱う個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第 2 条 条例第 10 条第 1 項の個人情報取扱事務登録簿の様式は、様式第 1 号によるものとする。

(個人情報開示請求書)

第 3 条 条例第 13 条第 1 項の開示請求書は、個人情報開示請求書（様式第 2 号）によるものとする。

(本人確認に必要な書類等)

第 4 条 条例第 13 条第 2 項（条例第 22 条第 5 項、第 27 条第 3 項及び第 35 条第 2 項において準用する場合を含む。）の個人情報の本人であることを証明するために必要な書類は、次に掲げる書類とする。ただし、郵送によって開示請求をする場合は、次に掲げる書類を複写機等を用いて複写した書類によることができる。

(1) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 44 第 1 項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成 11 年自治省令第 35 号）別記様式第 2 の様式によるものに限る。）その他法令の規定に基づき交付された書類であって、当該開示請求をしようとする者が個人情報の本人であることを確認するに足りるもの

(2) やむを得ない理由により前号に掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合には、当該開示請求をしようとする者が個人情報の本人であることを確認するため必要と認められる書類

2 法定代理人が本人に代わって請求する場合は、戸籍抄本その他その資格を証明する書類及び法定代理人自身であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。この場合、法定代理人自身であることを証明するために必要な書類については、前項の規定を準用する。

(個人情報開示決定通知書等)

第 5 条 条例第 17 条第 1 項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 個人情報の全部を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書（様式第 3 号）

(2) 個人情報の一部を開示する旨の決定 個人情報部分開示決定通知書（様式第 4 号）

2 条例第 17 条第 2 項の規定による通知は、個人情報不開示決定通知書（様式第 5 号）により行うものとする。

(開示決定等期間延長通知書)

第 6 条 条例第 18 条第 2 項の規定による通知は、開示決定等期間延長通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

(開示決定等期間特例延長通知書)

第7条 条例第19条の規定による通知は、開示決定等期間特例延長通知書（様式第7号）により行うものとする。

（開示請求事案移送通知書）

第8条 条例第20条第1項の規定による通知は、開示請求事案移送通知書（様式第8号）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知）

第9条 警察本部長は、条例第21条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第21条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項（第2号に掲げる事項にあっては、同条第2項に該当する場合に限る。）とする。

（1）開示請求の年月日

（2）条例第16条の規定により開示しようとする理由

（3）意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第21条第1項の規定による通知は、意見照会書（様式第9号）により行うものとする。

4 条例第21条第2項の規定による通知は、意見照会書（様式第10号）により行うものとする。

5 条例第21条第3項の規定による通知は、開示決定に係る通知書（様式第11号）により行うものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第10条 条例第22条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

（1）録音テープ又は録音ディスク

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（録音時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

（2）ビデオテープ又はビデオディスク

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（録画時間が120分でVHS方式のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

（3）前2号に該当するものを除くその他の電磁的記録

次に掲げる方式であって、警察本部長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように関係付けられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの交付

ウ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴（当該閲覧又は視聴を容易に行うことができることに限る。）

エ 当該電磁的記録をフロッピーディスク（3.5インチで2HDのものに限る。以下同じ。）、CD-R（650メガバイトのものに限る。以下同じ。）その他の電磁的記録媒体に複写したものの交付（当該複写したものの交付を容易に行うことができることに限る。）

）

（個人情報の開示）

第11条 警察本部長は、個人情報の閲覧、視聴又は聴取をする者が、当該個人情報が記録され

た公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずることができる。

2 個人情報の写しの作成方法は、警察本部長が別に定める。

3 個人情報の写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

（個人情報の写しの交付に要する費用）

第12条 条例第23条の個人情報の写しの交付に要する費用は、別表に定める額とする。

2 個人情報の写しの交付を受ける者は、前項の費用を前納しなければならない。

（開示請求及び開示の特例）

第13条 条例第24条の規定により口頭によって開示請求できる個人情報及び開示の方法を定めたときは、その内容を告示するものとする。

（個人情報訂正請求書）

第14条 条例第27条第1項の訂正請求書は、個人情報訂正請求書（様式第12号）によるものとする。

（開示を受けたことの確認）

第15条 警察本部長は、訂正請求に係る個人情報が開示を受けたものであることを確認するため必要があると認めるときは、訂正請求をしようとする者に対し、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書の提示を求めることができる。

（個人情報訂正決定通知書等）

第16条 条例第29条第1項の規定による通知は、個人情報訂正決定通知書（様式第13号）により行うものとする。

2 条例第29条第2項の規定による通知は、個人情報不訂正決定通知書（様式第14号）により行うものとする。

（訂正決定等期間延長通知書）

第17条 条例第30条第2項の規定による通知は、訂正決定等期間延長通知書（様式第15号）により行うものとする。

（訂正決定等期間特例延長通知書）

第18条 条例第31条の規定による通知は、訂正決定等期間特例延長通知書（様式第16号）により行うものとする。

（訂正請求事案移送通知書）

第19条 条例第32条第1項の規定による通知は、訂正請求事案移送通知書（様式第17号）により行うものとする。

（個人情報訂正実施通知書）

第20条 条例第33条の規定による通知は、個人情報訂正実施通知書（様式第18号）により行うものとする。

（個人情報利用停止請求書）

第21条 条例第35条第1項の利用停止請求書は、個人情報利用停止請求書（様式第19号）によるものとする。

（準用）

第22条 第15条の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第23条 条例第37条第1項の規定による通知は、個人情報利用停止決定通知書（様式第20号）により行うものとする。

2 条例第37条第2項の規定による通知は、個人情報利用不停止決定通知書（様式第21号）により行うものとする。

（利用停止決定等期間延長通知書）

第24条 条例第38条第2項の規定による通知は、利用停止決定等期間延長通知書（様式第22号）により行うものとする。

（利用停止決定等期間特例延長通知書）

第25条 条例第39条の規定による通知は、利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第23号）により行うものとする。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

別表、様式 〔省略〕